

令和元年9月17日  
公共施設対策特別委員会 資料

---



# 公民館のコミュニティセンター化 及び自主運営の実施について

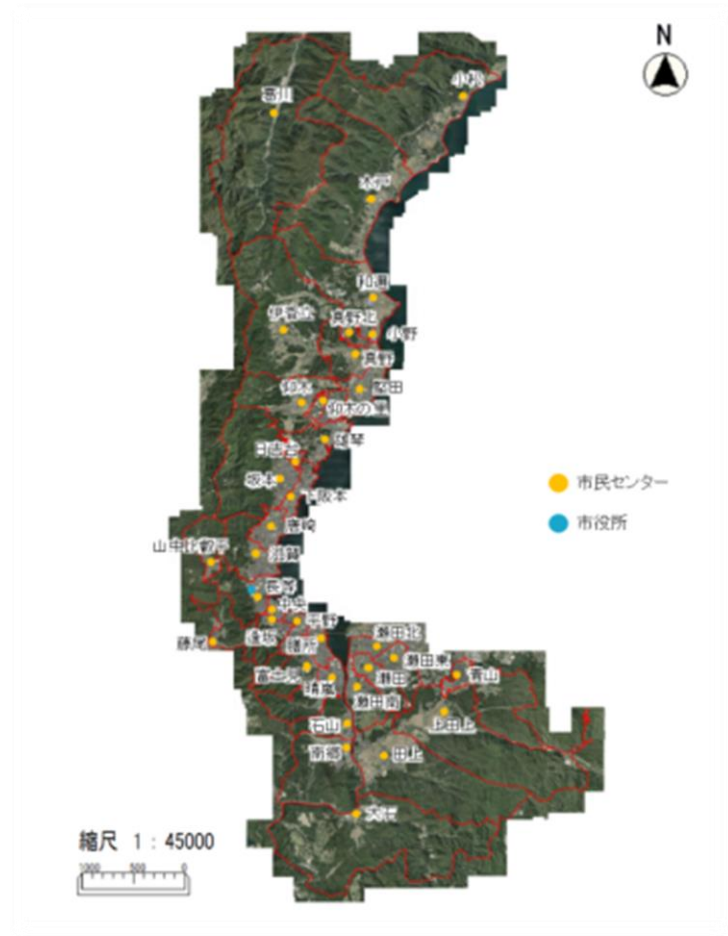
令和元年8月  
大津市

# 目次

- 1 はじめに .....P3
- 2 公民館のコミュニティセンター化について .....P6
- 3 コミュニティセンターの自主運営について .....P21



# 1 はじめに



## はじめに

大津市の市民センターは、地域コミュニティの拠点として、現在、1学区1市民センターを設置しています。

今後、地域における課題やニーズが多様化、複雑化する中、地域課題を住民自らが解決していく必要性が高まってきています。

そのため、生涯学習の拠点としての公民館機能は残しつつ、地域コミュニティの活動拠点として市民センターをより活用していくため、公民館のコミュニティセンター化と地域による自主運営に取り組み、**住民自治の確立されたまちづくりを推進**します。

## 住み続けたいまち大津の実現

### 持続可能なまちづくり

市民センターのあり方を見直し、必要な事業に予算や人員を集中することで、将来にわたり持続可能なまちづくりを実現する。

### 住民自治の確立

多様化する地域課題を、地域で解決できる仕組みづくりを行い、住民自治の確立された魅力あるまちづくりを実現する。

コミュニティセンター化と自主運営



2  
公民館の

コミュニティセンター化について

# 公民館の現状

公民館は、社会教育法の規定に基づいた社会教育施設として設置しています。

## 事業内容

1. 定期講座の開設
2. 討論会、講習会、展示会等の開催
3. 図書、資料等を備え、その利用を図る
4. 体育、レクリエーション等に関する集会
5. 各種の団体、機関等の連絡
6. 住民の集会その他の公共的利用



# 大津市のコミュニティセンター の設置目的

## コミュニティセンター設置の目的

まちづくり・地域交流の拠点 + 生涯学習の拠点

### 求められる役割

様々な人材の発見・  
発掘が出来る場所

地域の抱える課題を  
解決する場所



地域住民が気軽に  
集い、学べる場所

住民同士の助け合いが  
生まれる場所

住民自治の確立



# 多様化する地域・住民ニーズへの対応



多様化するニーズ

- 住民ニーズに合った収益性のあるイベントを行いたい
- 地域づくりにつながる物販をしたい
- 住民間の交流促進のための懇談会を開きたい
- 放課後の学習の場として利用したい など

これまでの生涯学習の場に加え、新たなニーズに対応した、住民にとってより使いやすい活動拠点が必要

社会教育施設から  
コミュニティ施設へ

公民館の  
コミュニティセンター化

# 公民館とコミュニティセンターの比較

項目	公民館	コミュニティセンター
設置主体	教育委員会	市長部局
根拠法令	社会教育法・地方自治法	地方自治法
施設の性質	社会教育施設	コミュニティ施設
主な事業内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 定期講座の開設</li> <li>2. 討論会、講習会、展示会等の開催</li> <li>3. 図書、資料等を備え、その利用を図る</li> <li>4. 体育、レクリエーション等に関する集会</li> <li>5. 各種の団体、機関等の連絡</li> <li>6. 住民の集会その他の公共的利用</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 地域の主体的なまちづくり活動の推進に関する事</li> <li>2. 地域の主体的な学びの推進に関する事</li> <li>3. 地域の情報の収集及び発信に関する事</li> <li>4. コミュニティ活動の場の提供に関する事</li> <li>5. その他センターの設置の目的を達成するために必要な事</li> </ol>
メリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>・営利を目的としない講座の開催により、身近な場所での学習機会の提供が可能</li> <li>・社会教育や人権教育などを行政の統一的な考えのもと推進することが可能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生涯学習に加え、まちづくり活動など、施設の利用の幅が広がり、有効活用が可能</li> <li>・社会教育法で制限されている営利利用などの制限緩和</li> </ul>
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>・もっぱら営利を目的とした活動の禁止など、利用範囲への制限</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生涯学習に対する地域の取り組み度合いの違い</li> </ul>

# 学区の実情に合わせたまちづくり活動



地域内の  
買い物難民への対策検討



世代間交流の促進



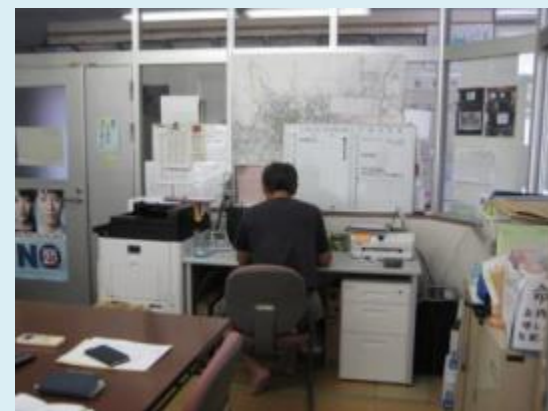
地域住民を対象とした  
ふれあい活動

# 学区の実情に合わせたまちづくり活動



健康増進事業の推進

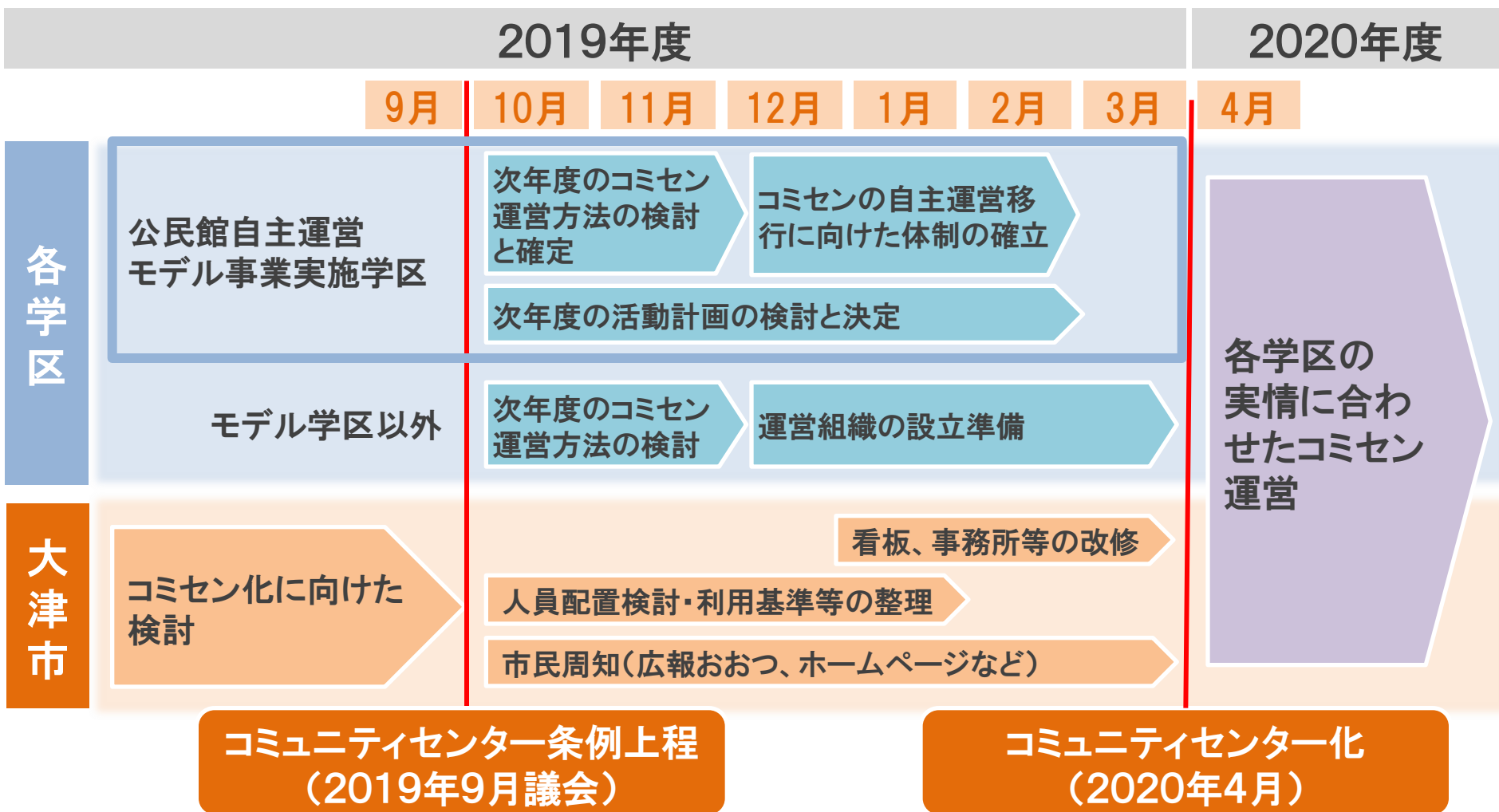
バザー等の開催



地域の事務局機能の整備

地域の自主的なまちづくり活動の拠点が必要

# コミュニティセンター化のスケジュール



# 大津市のコミュニティセンターについて

## ～コミュニティセンター化の方向性～

### ①貸館の利用範囲の拡大

公の施設として、施設管理上必要な制限のみ設け、より自由に使える施設とします。

### ②使用料の見直し

使用料はこれまでの公民館と同水準とし、市外居住者や営利目的の利用については割増料金を設定します。

### ③減免制度の維持

地域各種団体や市、利用者団体などによる利用については、公益性を考慮し、現行どおり全額利用料を免除とします。

### ④生涯学習専門員の配置

生涯学習の拠点として、地域の自主的・主体的な学びの支援を行うため、一定の期間、生涯学習専門員を配置します。

# 大津市のコミュニティセンターについて

## ～①貸館の利用範囲の拡大～



公の施設として、施設管理上必要な制限のみ設け、より自由に使える施設とします。

### 現状(公民館)

- ・専らの営利、特定の政党・宗教の支持や支援等につながる利用は禁止
- ・飲食を主目的とする利用は不可
- ・飲酒を伴う利用は不可
- ・個人的な行事での利用は不可(住民の集会施設としての位置付け)

### コミュニティセンター

- ・条例の目的(まちづくり)に沿ったものであれば、営利目的の利用を可能とします。
- ・飲食を主目的とする利用を可能とします。(施設の管理上支障が生じる場合は使用を制限します。)
- ・飲酒を伴う利用は原則不可とするが、地域行事に係るもので、センター長が認めるものは可能とします。
- ・個人での利用を可能とします。

### 新たに可能となる使用例

- ・地域住民を対象とした講演会、コンサート、著名人等の有料講座等
- ・地域住民を対象とした商品の展示・説明会等
- ・バレエやピアノ教室の学習成果発表会
- ・地域行事に関連した懇親会
- ・児童等による放課後の学習利用
- など

# 大津市のコミュニティセンターについて

## ～②使用料の見直し～

### これまでの公民館の使用料と同水準



市内居住者によるコミュニティセンターの使用料は、現行の公民館の使用料と同水準とします。

### 割増料金の導入

市外居住者の利用は**5割増**、営利利用は**10割増**とします。



# 大津市のコミュニティセンターについて

## ～③減免制度の維持～

地域の各種団体や市の利用については、使用料の全額免除と年間の優先予約を可能とします。

利用者団体については、現行通りの登録要件とし、使用料の全額免除と年間の優先予約を可能とします。

地域の各種団体とは・・・

自治会、社会福祉協議会、健康推進協議会、民生委員児童委員協議会、老人クラブ、  
体育協会、人推協、文化協会 など

## ～④生涯学習専門員の配置～

### 生涯学習専門員の配置

生涯学習の拠点として、地域の自主的・主体的な学びの支援を行うため、一定の期間、**生涯学習専門員**を配置します。



コミュニティセンター  
(市の直営)



コミュニティセンター長  
(支所長が兼務)



コミュニティセンター職員  
(支所職員が兼務)



生涯学習専門員

#### 事業内容

- ・地域の主体的なまちづくり活動の支援
- ・地域の主体的な学びへの支援
- ・広報紙作成業務
- ・貸館業務
- ・利用者団体の管理
- ・施設、設備及び備品の維持管理

# 大津市のコミュニティセンターについて

## ～条例の基本的な考え方～

項目	内容	備考
設置目的	地域の多様な主体による協働のまちづくりを推進するため、大津市コミュニティセンターを設置する。	コミュニティセンターは、地域課題を住民自らが解決し、住み良いまちづくりを行うための拠点として、各地域に設置します。
事業内容	<ul style="list-style-type: none"><li>①地域の主体的なまちづくり活動の推進に関すること。</li><li>②地域の主体的な学びの推進に関すること。</li><li>③地域の情報の収集及び発信に関すること。</li><li>④コミュニティ活動の場の提供に関すること。</li><li>⑤その他センターの設置の目的を達成するために必要なこと。</li></ul>	まちづくり協議会や各種団体の支援、必要な情報や学習機会の提供、地域情報の収集と、広報紙やホームページ等による発信などを主な事業として実施します。
使用の許可の制限	<ul style="list-style-type: none"><li>①公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。</li><li>②センターの施設又は設備を汚損し、又は毀損するおそれがあるとき。</li><li>③その他センターの管理上支障があると認められるとき。</li></ul>	コミュニティセンターは地方自治法第244条に定められた公の施設として、施設管理上必要な制限のみ設けます。

# 大津市のコミュニティセンターについて

## ～条例の基本的な考え方～

項目	内容	備考
利用料金	会議室等の利用料金の額は、条例に掲げる額を上限として、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。	上限額は、公民館での使用料と同水準となります。
利用料金の減免	市長が特別の理由があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。	地域各種団体や市、利用者団体などによる利用については、公益性を考慮し、現行どおり全額利用料を免除とします。
指定管理者による管理	センターの管理は、指定管理者に行わせることができる。	—



# 3 コミュニティセンターの自主運営 について

移  
行

### 直営コミュニティセンター

- 直営
- 運営業務委託パターン①(生涯学習専門員配置)
- 運営業務委託パターン②(生涯学習専門員配置なし)

### 指定管理コミュニティセンター

# コミュニティセンター運営のパターンと 人員体制

運営形態	人員体制		地域が担う業務の範囲	委託料 指定管理料	
	行政	地域			
市直営	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ コミセン長1名 (支所長兼務)</li> <li>・ 生涯学習専門員1名 (週4日勤務)</li> </ul>	なし	なし	なし	
運営 業務委託	パターン1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ コミセン長1名 (支所長兼務)</li> <li>・ 生涯学習専門員1名 (週4日勤務)</li> </ul>	あり 【臨時職員1名雇用相当分】 ・・・①	(※) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 貸館業務 (許認可を除く)</li> <li>・ 軽微な施設管理</li> <li>・ 広報紙作成</li> <li>・ 講座開設</li> <li>・ 利用者団体管理 を行政と地域で分担</li> </ul>	約230万円 (①193万円× 事務管理費10%×1.1)
	パターン2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ コミセン長1名 (支所長兼務)</li> </ul>	あり 【臨時職員1名+嘱託職員 (週4日)1名雇用相当分】 ・・・②		約550万円 (②457万円× 事務管理費10%×1.1)
指定管理者 制度	なし	あり 【臨時職員1名+嘱託職員1 名雇用相当分】・・・③	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 貸館業務 (許認可を含む)</li> <li>・ 上記(※)の業務</li> </ul>	約600万円 (③473万円+講座開設 費+事務管理費 等)×1.1)	

- ・ 現状の生涯学習専門員の約7割以上が週4日の勤務です。
- ・ 現時点の業務の範囲での委託料及び指定管理料の試算であり、業務範囲の変更に伴い金額も変更となる可能性があります。

# コミュニティセンターの自主運営について

## ～運営業務委託～

### コミュニティセンターの一部業務委託

管理運営主体	自治連合会等の地域各種団体を中心として構成される(仮称)コミュニティセンター運営委員会	
運営費用	委託料	
地域の業務	パターン①	パターン②
	<ul style="list-style-type: none"> <li>①貸館業務(許認可、使用料徴収を除く)</li> <li>②日常的な清掃や施設点検</li> <li>③利用者団体の管理</li> <li>④広報紙の作成</li> <li>⑤自主事業(講座・イベントの実施)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①貸館業務(許認可、使用料徴収を除く)</li> <li>②日常的な清掃や施設点検</li> <li>③利用者団体の管理</li> <li>④広報紙の作成</li> <li>⑤自主事業(講座・イベントの実施)</li> </ul>
市の業務	会議室等の使用許可、使用料の徴収、清掃・警備等の保守管理、エレベーター・防災設備の維持点検、施設・備品の修繕	

①～④は、市と業務を分担します。



# コミュニティセンターの自主運営について

## ～指定管理者制度～

### 指定管理者制度とは・・・

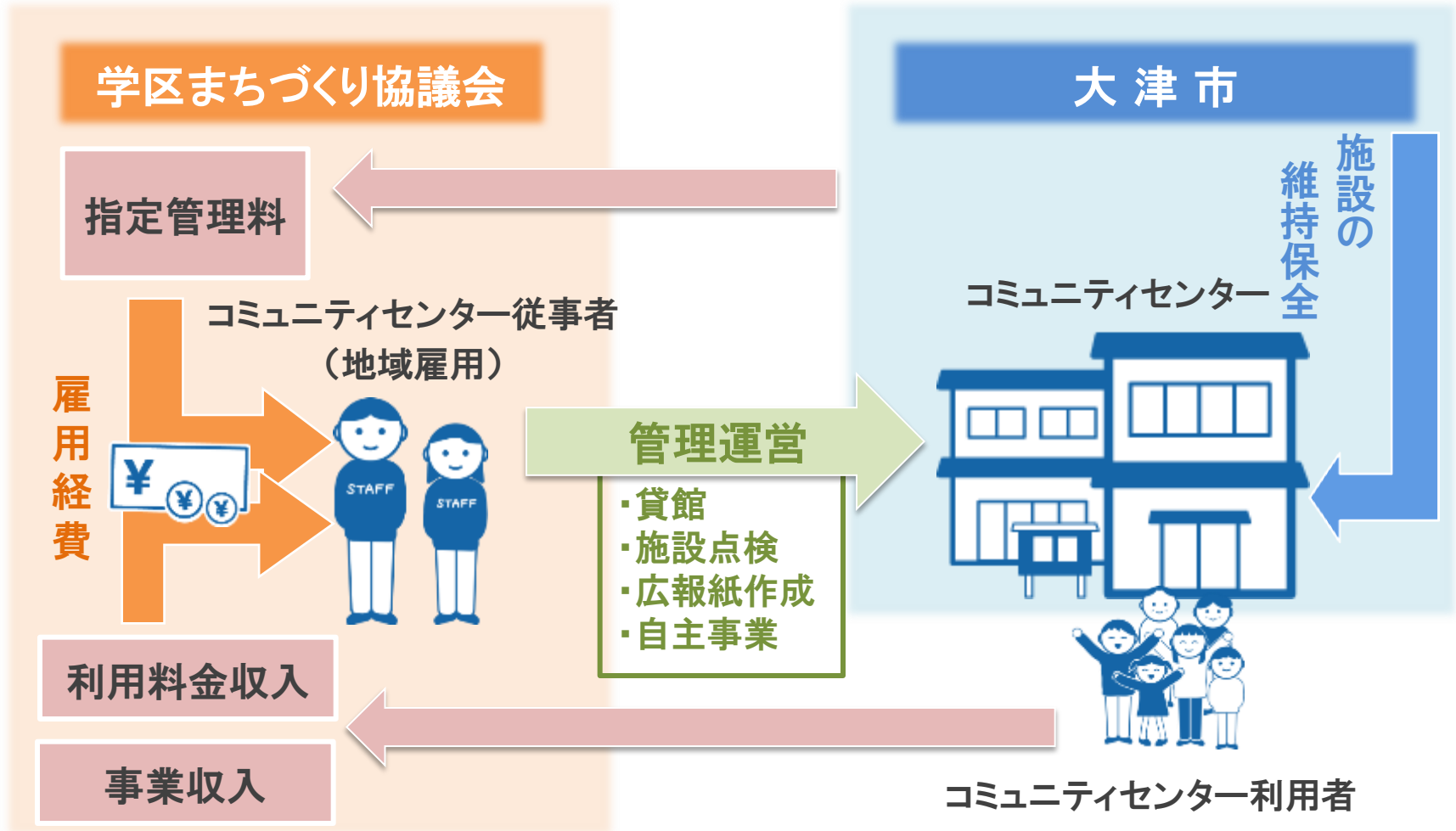
「公の施設」の管理、運営を民間事業者を含む法人その他の団体に委託する事ができる制度

### コミュニティセンターの自主運営

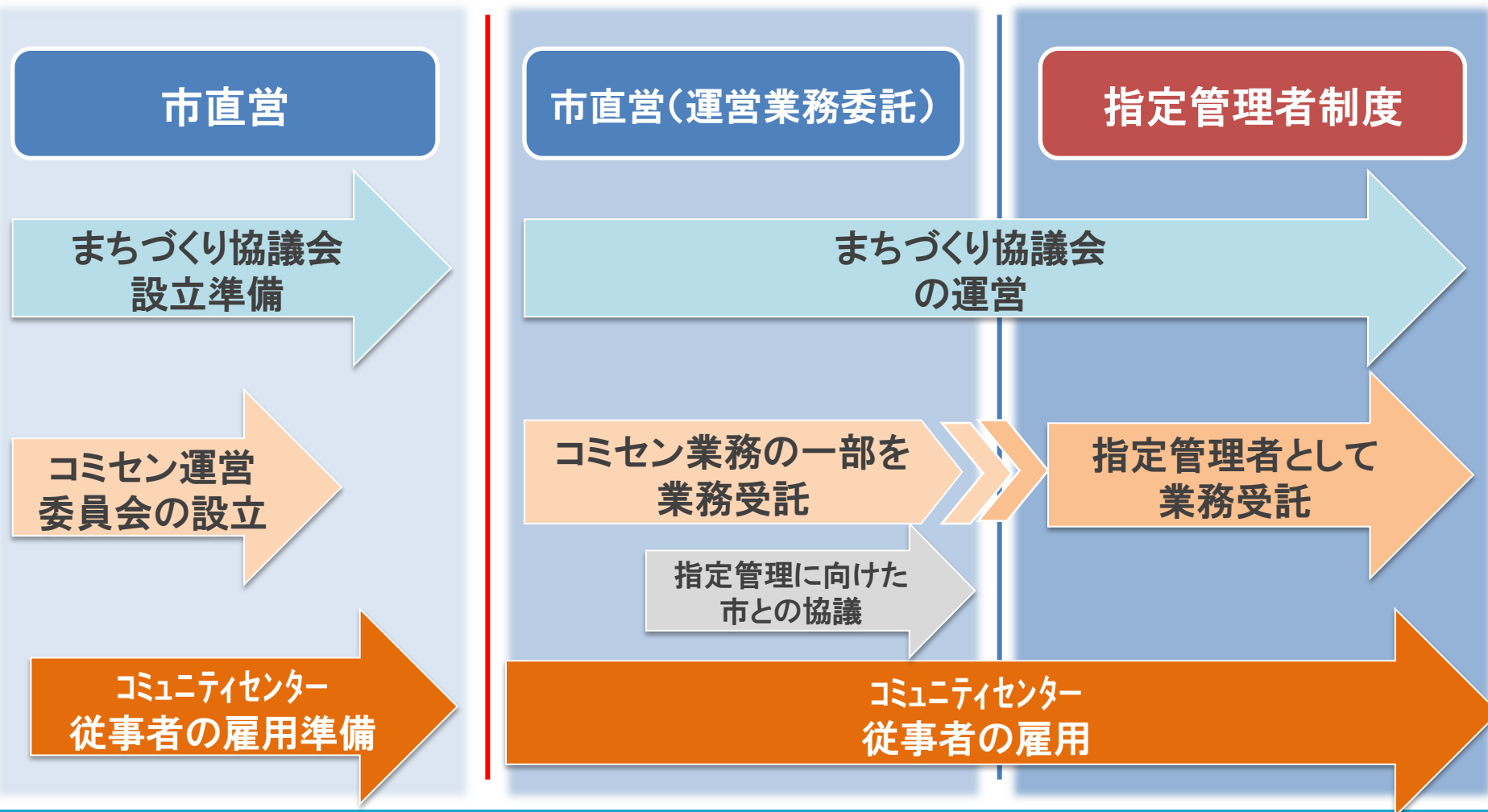
管理運営主体	各種団体や事業者、個人が構成員となる学区まちづくり協議会
運営費用	指定管理料 + 利用料金収入 ※ + 事業開催による収益
地域の業務	会議室等の使用許可、利用料金の徴収、日常的な清掃や施設点検 施設の施錠・開錠、広報紙の作成、利用者団体の管理、自主事業(講座・イベントの実施)
市の業務	清掃・警備等の保守管理、エレベーター・防災設備の維持点検 施設・備品の修繕

※条例の範囲内で指定管理者が利用料金額を定めることを認めるとともに、利用料金は地域の収入とします。

# 指定管理者制度による自主運営のイメージ



# 自主運営移行に向けたステップ (イメージ)



# 市全体の自主運営移行スケジュール

市が運営



公民館長  
(支所長兼務)  
生涯学習専門員

公民館のコミュニティセンター化



コミュニティセンター長  
(支所長兼務)  
生涯学習専門員

体制の整った学区から  
段階的に移行

地域が運営



コミュニティセンター  
従事者  
(地域雇用)

主体的な学びへの  
支援



生涯学習課

2019年度

2020年度

2021年度

2022年度

2023年度

2024年度